

別 添

取引相場のない株式等の評価（表示単位未満の端数処理の取扱い）

評価明細書について、その記載方法等を見直すことにより、表示単位未満の端数処理の取扱いを明確化するなど、所要の改正を行った。

(明細書通達＝改正)

1 従来の取扱い

相続、遺贈又は贈与により取得した取引相場のない株式等の評価に当たっては、次の評価明細書の各欄の金額は、各表の記載方法等に定めがあるものを除き、各欄の表示単位未満の端数を切り捨てて記載することとしている。

- ・ 「第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書」
- ・ 「第4表 類似業種比準価額等の計算明細書」
- ・ 「第5表 1株当たりの純資産価額（相続税評価額）の計算明細書」
- ・ 「第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書」
- ・ 「第7表 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書」
- ・ 「第8表 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書（続）」

2 通達改正の趣旨

評価明細書の作成において、評価会社の発行済株式数や資本金等の額などによっては、記載方法等の定めに従い、表示単位未満の端数を切り捨てることにより、評価明細書の各欄に記載することとなる金額が0となる場合がある。このような場合、評価明細書の作成上、評価額等が算出されず、今回の改正の対象とした記載欄（下記3(1)の表の各欄をいう。）の端数処理などに疑義が生じることがあった。

このため、当該欄の金額について、表示単位未満の端数処理の取扱いを明確化した。

また、この改正に伴い、評価明細書の様式についても、その作成の便宜を図る観点から、所要の整備を行った。

3 通達改正の概要等

(1) 通達改正の概要

評価明細書の各欄の金額のうち、各表の記載方法等において、表示単位未満の端数を切り捨てることにより0となる場合に、次のイ又はロにより記載することとされているものについては、当該端数を切り捨てず、分数により記載する（納税義務者の選択により、当該金額を小数により記載することができる。）こととした。また、当該金額を小数により記載する場合には、次のイ又はロの区分に応じ、小数点以下の金額のうち、それぞれイ又はロに掲げる株式数の桁数に相当する位未満の端数を切り捨てたものを当該各欄に記載することとした（当該区分別の記載欄については次表参照）。

イ 分数等（課税時期基準）

課税時期現在の発行済株式数

ロ 分数等（直前期末基準）

直前期末の発行済株式数

【区分別の記載欄】

	イ 分数等（課税時期基準）	ロ 分数等（直前期末基準）
第3表	⑤、⑥、⑦、⑧、⑳及び㉓欄	⑬及び⑰欄
第4表	㉔欄	④、㉖及び㉗欄
第5表	⑪及び⑫欄	—
第6表	④、⑨、⑩、㉔及び㉕欄	⑮及び㉑欄
第7表	㉖欄	㉔及び㉕欄
第8表	⑪、⑭、⑯、⑰、㉔及び㉖欄	—

- (注) 1 「課税時期現在の発行済株式数」とは、第1表の1の「1. 株主及び評価方式の判定」の「評価会社の発行済株式又は議決権の総数」欄の①の株式数（評価会社が課税時期において自己株式を有する場合には、その自己株式の数を控除したもの）をいう。
- 2 「直前期末の発行済株式数」とは、第4表の「1. 1株当たりの資本金等の額等の計算」の「直前期末の発行済株式数」欄の②の株式数（評価会社が直前期末において自己株式を有する場合には、その自己株式の数を控除したもの）をいう。
- 3 評価明細書の各欄の金額のうち、上記の表の各欄から転記するものについては、転記元をそのまま記載する。

また、この改正に伴い、評価明細書の第3表、第4表及び第6表から第8表までの様式についても、各表の計算式等を構成する欄の金額のうち同一の表の他の欄から転記することとされているものは、その記載を要しないこととするなどの改訂を行った。

(2) 分数又は小数により記載する場合の記載例

イ 分数により記載する場合

第4表の④の金額を分数により記載する場合の記載例は、次のとおりである。

1. 1株当たりの資本金等の額等の計算	直前期末の 資本金等の額 ① 千円	直前期末の 発行済株式数 ② 株	直前期末の 自己株式数 ③ 株	1株当たりの資本金等の額 (①÷(②-③)) ④ 円
	3,000	4,500,000	0	$\frac{3,000,000}{4,500,000}$

(注) 各欄の金額を分数により記載する場合には、その分数を約分して差し支えない。

ロ 小数により記載する場合

第4表の④の金額を小数により記載する場合の記載例は、次のとおりである。

1. 1株当たりの資本金等の額等の計算	直前期末の 資本金等の額 ① 千円	直前期末の 発行済株式数 ② 株	直前期末の 自己株式数 ③ 株	1株当たりの資本金等の額 (①÷(②-③)) ④ 円
	3,000	4,500,000	0	0.6666666

④の金額の計算 $3,000 \text{ 千円} \div (4,500,000 \text{ 株} - 0 \text{ 株}) = 0.6666666\overline{66}$

(注) この場合、発行済株式数 (②-③=4,500,000 株) が7桁であるため、その桁数 (小数点以下7位) 未満の端数を切り捨てた金額を④の金額として記載する。

ハ 具体的な記載例

評価明細書の各欄の金額を分数又は小数により記載する場合の具体的な記載例 (第3表~第5表) は、それぞれ別紙のとおりである。

【設例 1】 分数により記載する場合の記載例

会社名：X株式会社（会社規模：中会社（Lの割合：0.75）、評価方法：原則的評価方式）

事業内容：その他の食料品製造業（小分類）に該当する事業（業種目番号：No. 14）

直前期末の資本金等の額 3,000 千円

直前期末の発行済株式数 4,500,000 株

直前期末の自己株式数 0 株

【設例 2】 小数により記載する場合の記載例

会社名：Y株式会社（会社規模：小会社、評価方法：原則的評価方式）

事業内容：食料・飲料卸売業（小分類）に該当する事業（業種目番号：No. 70）

直前期末の資本金等の額 4,500 千円

直前期末の発行済株式数 4,500,000 株

直前期末の自己株式数 0 株

（注） 上記以外の金額等は、それぞれ別紙に記載のとおりとする。

(3) 適用時期

令和6年1月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した取引相場のない株式等の評価に適用することとした。